IV 認定NPO法人制度

1 認定NPO法人・特例認定NPO法人とは

NPO法人のうち、「公益性」や「運営組織・活動」について、基準を満たしているとして、所轄庁が認定(特例認定)した法人をいいます。

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられました。

認定(特例認定)NPO法人になると、<u>認定(特例認定)NPO法人へ寄附した個人や</u>法人が、税制の優遇を受けられます。また、<u>認定NPO法人は、認定NPO法人が申告納付す</u>

る法人税について、優遇が受けられます。

<各制度の主な違い>

認定NPO法人	特例認定NPO法人	NPO法人
NPO法人 が認定を受ける	NPO法人 が特例 認定を受ける	任意団体等が認証を受け 法人格を取得する
設立の日から ・1年を経過していること ・2事業年度を終えている こと	設立の日から 1年を経過していること2事業年度を終えていることかつ、設立から5年未満であること※	
有効期間は <u>5年間</u> (更新可能)	有効期間は <u>3年間</u> (更新なし)	有効期間はない
パブリック・サポート・テ スト要件を満たしているこ と	パブリック・サポート・テ スト要件は満たさなくてよ い	
寄附者(個人・法人)の税制優遇が受けられる	寄附者(個人・法人)の税 制優遇が受けられる	寄附者(個人)の税制優遇 は受けられない (※法人は受けられる)
認定NPO法人が申告納付する法人税の税制優遇が受けられる(「みなし寄附金」)	_	_

2 認定NPO法人・特例認定NPO法人の要件

<u>運営組織及び事業活動が適正</u>であって<u>公益の増進に資する</u>ことを確認する 基準が設けられています。

基準等の判定対象となる期間を「実績判定期間」といいます。

<認定NPO法人・特例認定NPO法人となるための要件>

	要件	認定	仮認定
(1)	パブリック・サポート・テスト要件を満たしている	要	不要
(2)	事業活動において、 共益的な活動の占める割合が 50%未満である		
(3)	運営組織及び経理が適切である		
(4)	事業活動の内容が適正である		
(5)	情報公開を適切に行っている	認定・特例全く同じ	
(6)	所轄庁に対して事業報告書などを提出している	主へ回じき す必要があ	_ ,
(7)	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない		
(8)	設立の日から1年を超える期間が経過している		
(9)	欠格事由のいずれにも該当しない		

<実績判定期間について>

実績判定期間とは、認定(特例認定)の要件を満たしているかを判断する期間です。

初めて認定(特例認定)を受けようとする場合は、 申請日の直前に終了した事業年度から2事業年度の期間

過去に認定を受けたことのある NPO 法人の場合は、 申請日の直前に終了した事業年度から5事業年度の期間

項 目	湿 定 基 準 の 概 要
	「パブリック・サポート・テスト」とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準です。 次の3つの基準のいずれかに適合する必要があります。 1 相対値基準 実績判定期間において ち おいて 「
	であること 5
	(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、 島根県NPO活動推進室ホームページをごらんくださ い。
	2 絶対値基準
) パブリック・サポート・ テスト要件を満たして いること	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が 年平均 100 人以上であること。
認定NPO法人のみ ※特例認定は適合する 必要はありません	(注1)氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。(注2)寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。(注3)寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
	3 条例個別指定基準
	事務所所在地自治体の条例において、個人住民税の 控除対象となる寄附を受ける法人として個別指定を 受けていること
	都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定した NPO 法人(その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。)については、パブリックサポートテスト基準を満たしているものとして取り扱われます。

(2) 事業活動において、 共益的な活動の占める 割合が50%未満である こと	会員相互の利益や、特定の個人や団体のみの利益を目的とした活動は、利益を受ける対象が特定されていますので、「公益の増進」を目的とした活動にあたりません。 実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活の占める割合が 50%未満であること。 イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動 ※(1)3の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定した NPO 法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定します。
(3) 運営組織及び経理が適 切であること	運営組織の体制や、経理が適切に行われているかを確認します。 次のいずれの基準にも適合していること。 イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。 ① 役員総数のうち、役員及びその役員の親族(配偶者・3親等以内の親族)等で構成されるグループの人数の占める割合が3分の1以下であること。 ② 役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人並びにこれらの者の親族(配偶者・3親等以内の親族)等で構成されるグループの占める割合が3分の1以下であること。 ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条~第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 こ 不適正な経理を行っていないこと。

	認定NPO法人は、宗教活動、政治活動、選挙活動等を行う	
	いことはできません。	
	(認証の基準は主たる目的でなければ行ってよい)	
	次のいずれの基準にも適合していること。	
	イ 次に掲げる活動を <u>行っていない</u> こと。	
	① 宗教活動	
	② 政治活動	
(4)	③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動	
事業活動の内容が適正	口の役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの	
であること	者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目	
	的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または	
	特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行って	
	いないこと。	
	ハ 実績判定期間において、総事業費のうち特定非営利活	
	動に係る事業費の割合が80%以上であること。	
	二 実績判定期間において、受入寄附金の総額のうち特定 非営利活動に係る事業費に充てた額の割合は 70%以上	
	非名利治動に係る事業質に元でに銀の制合は <u>70%以上</u> であること。	
	(C 20 3 C C .)	
	社員や利害関係者だけではなく、広く一般に閲覧をさせるこ	
	とが必要です。	
	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。	
	イ事業報告書等、役員名簿及び定款等	
	ロ ①各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当し	
	ない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予	
(5)	定の具体的な事業の内容を記載した書類	
情報公開を適切に行っ		
ていること	②役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収	
	益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等	
	に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事	
	項等を記載した書類	
	③助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びに	
	その予定日を記載した書類	
(6)		
所轄庁に対して事業報	毎事業年度終了後、3か月以内に所轄庁へ事業報告書等を提	
告書などを提出してい		
ること		
(7)	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、	
法令違反、不正の行為、	公市文は公市に奉ういてする行政方の処力に建及する事実、 偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事	
公益に反する事実等が	実その他公益に反する事実等がないことが必要です。	
ないこと	スとの心力血に入りの多人のが、ないことの必要です。	

(8) 設立の日から1年を超 える期間が経過してい ること	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していることが必要です。
(9) 欠格事由のいずれにも 該当しないこと	次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。 イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者 ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者 ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者 ④ 暴力団の構成員等 □ 認定等の取消しの日から5年を経過しないハニーンで表では事業計画書の内容が法令等に違反しているこので表である。 □ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないホースに係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しないスクの①、②のいずれかに該当する法人 ① 暴力団 ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

3 認定NPO法人制度における税制優遇

(1) 個人が認定(特例認定) NPO法人に寄附をした場合

所得税及び住民税の寄附金控除が受けられます

個人が認定・特例認定 NPO 法人(以下、認定 NPO 法人等)に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、 所得控除又は税額控除のいずれかを選択適用できます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

〈 具体的には 〉

◇ 個人が認定 NPO 法人等に寄附をすると、所得税(国税)の計算において、寄附金控除 (所得控除)又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控 除を受けることができます。

• 所得控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

【算式】

寄附金の額の合計額-2千円=寄附金控除(所得控除)額

(注) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

• 税額控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の 40%相当額を その年分の所得税額から控除できます。

【算式】

(寄附金の額の合計額-2千円)×40%=税額控除額

(注1) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

(注2)税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

◇ 認定 NPO 法人等に対する寄附金のうち条例で指定されている寄附金や、NPO 法人のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で個別に指定されている寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます。

【算式】

(寄附金の額の合計額-2千円)×10%=税額控除額

- (注1) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の30%相当額が限度です。
- (注2)条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。
- 都道府県が指定した寄附金は4%
- 市区町村が指定した寄附金は6%

(都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は 10%)

- ※所得税については税務署へお問い合わせください。
- ※住民税の控除適用については、寄付者の住所地の自治体により取り扱いが異なりますので、詳しくは市町村課税務担当課へお問い合わせください。
- (2) 法人が認定(特例認定) NPO法人に寄附をした場合
 - 一般寄附金の損金算入額とは別に設けられた、特別損金算入限度額の 範囲内で損金算入が認められます。
 - ※法人税の確定申告を行う必要があります。
 - 詳しくは税務署へお問い合わせ下さい。
- (3) 相続人が相続財産を認定NPO法人に寄附をした場合

寄附した相続財産は、相続税の課税対象から除かれます。

- ※相続税の確定申告を行う必要があります
- ※特例認定NPO法人についてはこの適用は受けられません。

詳しくは税務署へお問い合わせ下さい。

(4) みなし寄附金制度

認定NPO法人が収益事業から得た利益を、収益事業以外の特定非営利活動に係る事業で支出した場合に、その分を寄附金とみなして所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額まで損金算入が認められます。(みなし寄附金といいます)

※特例認定NPO法人についてはこの適用は受けられません。

詳しくは税務署へお問い合わせ下さい。

4 認定(特例認定)手続きの流れ

(1) 事前の自己チェック

認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた基準等に適合する必要があります。

まずは、<u>事前チェックシート</u>により、基準等に適合しているかの自己チェックをお勧めします。

申請手続きに関するご相談を随時受け付けています。あらかじめ、島根県NPO活動 推進室へお電話で希望日時をお知らせください。

(2) 申請書及び添付書類の作成、島根県へ提出

認定(特例認定)申請書及び添付書類様式は島根県NPO活動推進室ホームページにおいてダウンロードできます。

(3)島根県による実態確認等

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認させていただくため、島根県の担当者が実態確認等を行います。

(4)認定(特例認定)の通知、公示

認定(特例認定)をした旨(又は認定(特例認定)をしなかった旨)を、申請者に書面で通知します。

また、認定(特例認定)をしたときは、下記の事項について県報および島根県 NPO 活動推進室ホームページにて公示します。

<公示する内容>

- ・法人の名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地と
- 認定(特例認定)の有効期間
- インターネット等を利用した情報の提供に関すること
- 有効期間の更新を受けた場合における従前の認定の有効期間
- 租税特別措置法による認定を受けていた期間

<確認させていただく資料>

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として 提示(又は提出)をお願いする書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考)確認する主な認定基準
١		パブリック・サポート・テストに関する
	NPO法人の事業活動内容がわかる資料	基準
1	(パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている	活動の対象に関する基準
	記事、事業所一覧等)	事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
2		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する
	松地守元帳など作成している帳簿が取る記録	基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受	活動の対象に関する基準
3	けている場合の「監査証明書」を含みます。)	運営組織及び経理に関する基準
	17 (11 (3 場合の)「血自証明書」を含みより。 /	事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例) ・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する
		基準
4		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
	・ 反気の心臓器に自める たのブループの八数部日	事業活動に関する基準
	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募 集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
5		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する
6		基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の	パブリック・サポート・テストに関する
7	者の人数が年平均 100 人以上) の算出方法がわかる	ハノリック・リハート・テストに関する 基準
	資料	坐 年
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、	パブリック・サポート・テストに関する
9	申請書及び報告書等	基準
10	閲覧に関する細則(NPO法人の内部規則等)	情報公開に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。